特定の基準所得金額の課税の特例
ー極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置ー

令和７年12月
国　　税　　庁

令和７年分の所得税等の確定申告より、特定の基準所得金額の課税の特例（極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に関する措置）が始まります。

【概要】

１年間の基準所得金額が**３．３億円**を超える方について、その超える部分の金額の**22．５％**に相当する金額から、その年分の基準所得税額を控除した金額を所得税の額に加算し、確定申告を行う必要があります。
課税の特例の適用の有無は〈適用判定フローチャート〉をご確認ください。

〈適用判定フローチャート〉

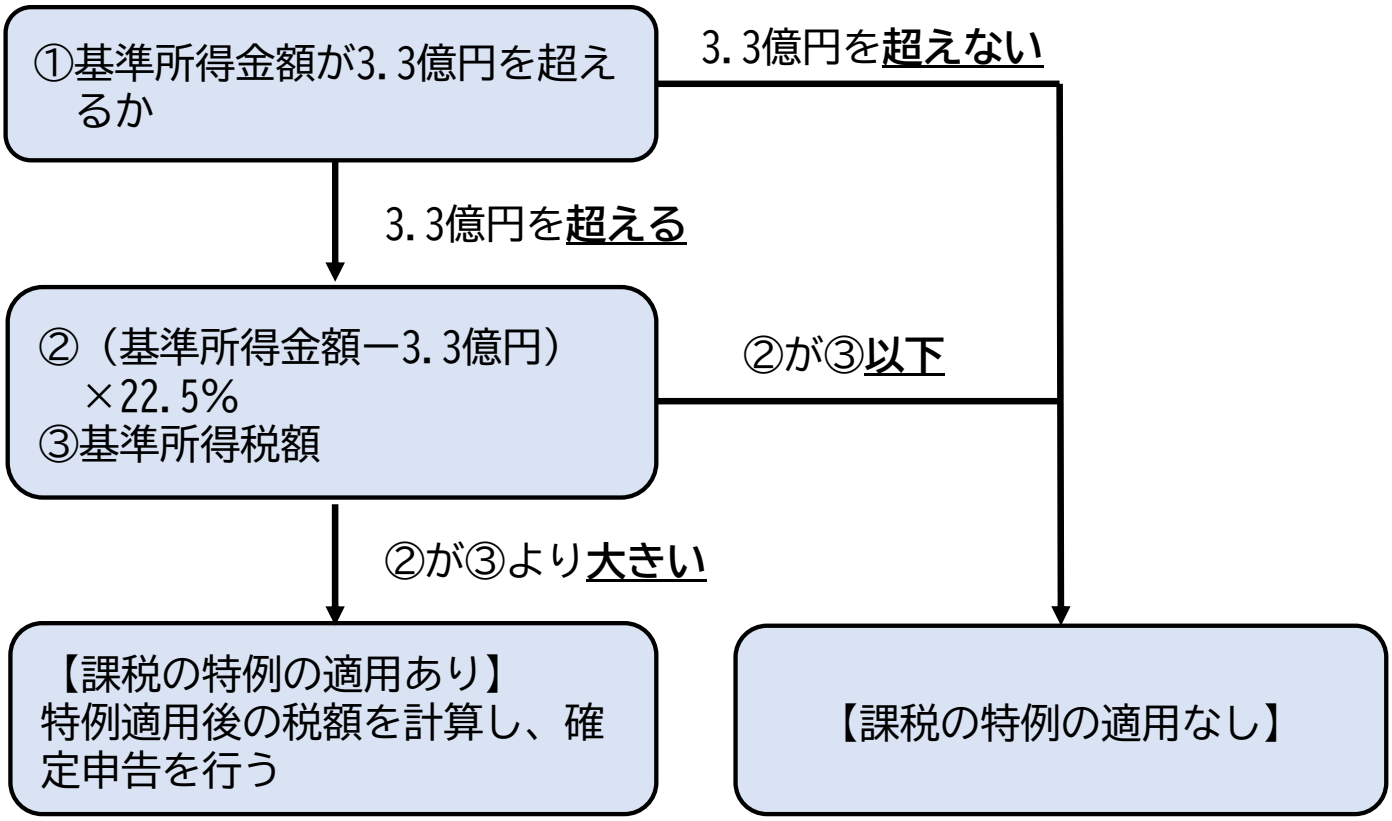

〈計算式〉

加算する金額＝（基準所得金額－3.3億円）×22.5％－基準所得税額

上記フローチャートによる判定の結果、課税の特例の適用がある方は、「特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表兼税額計算書」を使用して計算してください。

【用語の説明】
基準所得金額・・総所得金額及び分離課税の所得金額を合計した金額（申告不要制度を適用できる所得の金額を含む）
基準所得税額・・申告不要制度を適用する所得を除いて計算した場合の申告書上の所得税の額及び申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額を合計した金額